仕　　様　　書

1　業務名
「事業系食品ロス」周知映像放映業務

2　業務目的
「事業系食品ロス」を市民に広く周知するためのＰＲ映像を札幌市内の大型ビジョンで放映するものである。

3　履行期間
契約書に示す履行開始の日から令和 2 年 3 月 25 日（水）まで

4　業務内容
啓発映像の放映
（１）　放映する映像
以下の２パターン（長さ各２バージョン）とする。動画ファイルの保存された媒体（DVD-ROM）は本市より貸与する。
・動画１（飲食店編）15 秒バージョン、30 秒バージョン
・動画２（小売店編）15 秒バージョン、30 秒バージョン
（２）　放映場所
・FightersVision（旧：札幌駅前ビジョン）（中央区北４条西３丁目）
・札幌地下街大型ビション HILOSHI(三越地下２階入口)
・すすきの街頭ビジョン SABRO.TV（すすきの交差点）
（３）　放映期間・頻度
・FightersVision： 3 か月（90 日）間（8:00～22:00　1 日 28 本　15 秒バージョン）
・札幌地下街大型ビション HILOSHI： 3 か月（90 日）間（7:00～21:00　1 日 40 本 30 秒バージョン）
・すすきの街頭ビジョン SABRO.TV： 3 か月（90 日）間（8:00～22:00　1 日 28 本　15 秒バージョン）

本数は２パターン合計の数。放映時期については令和元年 11 月 1 日（金）～令和 2 年 3 月 15 日（日）の期間内で設定し、令和元年 12 月 1 日（日）～令和 2 年 1 月 31 日（金）の期間を必ず含むこととする（放映必須の期間とそれ以外の期間は必ずしも連続する必要はない）。指定する時期の放映が困難な場合は札幌市と協議すること。

（４）　放映に係る作業・手続等
受託者は、放映に必要となるファイルのエンコード、メディアの複製、放映時期の確保、申込み手続など、放映に関する一切の作業を行なうこと。

5　提出書類
受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。
(1) 業務完了届　　1 部
(2) 業務報告書（放映場所ごとの放映日がわかる書面）　　1 部

6　特記事項

(1) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。

(3) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(4) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

(5) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項については、委託者との協議による。

7　問い合わせ

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）
一般廃棄物係　原田　　Tel 211-2927　　Fax 218-5105